

札幌市立東山小学校保護者と先生の会 会則

札幌市豊平区平岸4条11丁目6-1
札幌市立東山小学校

第1章 総 則

第1条 名称

この会は、札幌市立東山小学校保護者と先生の会と称し、所在地は札幌市立東山小学校(札幌市豊平区平岸4条11丁目6-1)内に置く。

第2条 目的

この会は、会員相互の理解と協力により、学校・家庭・地域における望ましい教育環境の実現を目指し、児童の健全な成長を支援することを目的とする。

第2章 方針および活動

第3条 方針

この会は、教育環境の充実を本旨とする民主団体として運営し、児童の健全育成のために活動する他の団体と協力する。

第4条 活動

この会の目的を達成するために、次の活動を行う。

- 1 家庭、学校、地域との連携に関すること。
- 2 児童の健全育成のため、教育環境の整備に関すること。
- 3 会員相互の親和と教養を深める教育に関すること。
- 4 その他必要と認められる活動に関すること。

第3章 組 織

第5条 会員

この会は、次にあげる正会員、および賛助会員をもって組織する。

- 1 正会員は、児童の保護者および本校職員とする。
- 2 賛助会員は、この会の趣旨に賛同する者とする。

第6条 役員、会計監査

この会には、次の役員、会計監査を置き、これを正会員より選出し、任期を1年とし、再任をさまたげない。

1 役員

会長1名、副会長3～4名(教職員1名)、事務局長1名(教職員)、
書記2名程度、会計2名程度(教職員1名)

2 会計監査 基本2名

第7条 委員

- 1 専門委員は、総会によって設置された委員会に所属する。
- 2 上記の人数は、総会の承認を得て決定する。

第8条 学校開放図書館 地域開放事業

- 1 運営は開放司書、PTA役員、教職員、ボランティアの代表者によって構成される運営委員会が行う。
- 2 日常活動は保護者または地域の登録者によって構成されるボランティアが行う。
- 3 開放司書はPTA会長が総会で委嘱する。

第9条 役員および委員の職務

- 1 会長は、この会を代表し、会務を統括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは代行する。
- 3 事務局長は、事務局を統括し、諸会議の連絡に当たる。
- 4 書記は、記録などの会務を処理する。
- 5 会計は、この会の会計事務を処理する。
- 6 会計監査は、この会の会計を監査し、総会に報告する。
- 7 専門委員は、所属する各委員会の業務にあたる。

第10条 役員および委員の選出

- 1 役員は、選考委員会で候補者を選び、総会で決定する。
- 2 専門委員は総会後の公募または推薦により選出する。
- 3 委員会の正副委員長は、所属委員を中心とした話し合いによって決める。
- 4 教職員の役員、担当委員などの選出、任期は校長に一任する。

第11条 顧問

この会には必要に応じ、顧問を置くことができる。顧問は原則として校長とする。その他の顧問は必要に応じて会長が委嘱する。顧問は各会議に出席して意見を述べることができる。

第4章 会 議

第12条 この会を運営するために、次の会議をもつ。

- 1 総会
 - (1) 総会は全会員をもって構成し、本会議の最高議決機関とする。
 - (2) 総会は定時総会・臨時総会とする。
 - (3) 定時総会は原則、年度終了後2か月以内に開催する。
 - (4) 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、および会員の4分の1の要求があったときに開催する。
 - (5) 総会は、予算決算その他の重要事項を議決する。
 - (6) 総会は、委任状を含めて全会員の2分の1以上の参加をもって成立とする。
 - (7) 議事議決は、議決権行使者の過半数で決する。
- 2 役員会
役員会は役員で構成し、会務の企画、予算の運営などについて協議する。会務の執行上緊急な事項については、総会に代わり中間議決機関となる。

- 3 事務局会
事務局会は会計監査を除く役員で構成し、会務の推進について協議する。
- 4 専門委員会
PTAの事業計画及び会員の希望により、専門委員会を設置することができる。
委員会の設置については、前年度の役員会の承認を得ることとする。各委員会は、事業計画を立て、役員会の承認を得て推進する。
- 5 特別委員会
会長が必要と認めたとき、特別委員会を設置する事ができる。
- 6 役員及び会計監査選考委員会
選考委員は公募または推薦により選出された会員で構成する。

第5章 会 計

第13条 会費

この会の経費は、会費その他の収入をもってこれにあたる。

- 1 会費
会費の金額は総会で決める。金額については会の活動と収支の状況に応じて、検討するものとする。
- 2 経理
この会の経理は総会で議決された予算に基づいて行われる。
- 3 会計年度
この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日で終わる。

第6章 慶 弔

第14条 慶弔

- 1 児童および会員の慶弔について、次のように定める。

・会員死亡の場合	10,000 円	弔電
・児童死亡の場合	10,000 円	弔電
・会員火災の見舞い金	10,000 円	
- 2 その他必要ある場合は、役員会で協議、決定する。

第7章 その他

第15条 補助及び助成金

- 1 一般会計より次の条件を満たすサークルに対し補助を行う。
 - ・10名以上で構成され、そのうち半数以上が本会員であること。
 - ・決められた期日までに申請があり役員会で承認されたサークルであること。
- 2 特別会計の決められた枠内で、次の条件を満たす団体に対し助成を行う。
なお、枠及び助成金の金額の決定は役員会で行う。
 - ・10名以上で構成され、本校在籍の児童が半数以上を占めること。
 - ・決められた期日までに申請があり役員会で承認された団体であること。

第16条 会員の個人情報の取り扱いについて
本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「個人情報取扱規則」に定め、適正に運用するものとする。

第17条 その他
以上の条項に定められていないものについては、会の運営の必要に応じ、役員会の議決により細則を設けることができる。

第18条 本会の設立年月日は昭和44年1月25日とする。

附 則

- 1 この規約は、昭和44年1月25日から実施する。
- 2 昭和48年4月16日 一部改定する。
- 3 昭和50年4月19日 一部改定する。
- 4 昭和52年4月23日 一部改定する。
- 5 昭和56年4月18日 一部改定する。
- 6 昭和62年4月18日 一部改定する。
- 7 平成5年4月17日 部分改定をする。
- 8 平成6年4月16日 一部改定する。
- 9 平成11年4月17日 一部追加する。
- 10 平成17年3月8日 一部改定し実施する。
- 11 平成18年3月9日 一部改定し実施する。
- 12 平成19年3月2日 一部改定し実施する。
- 13 平成20年3月6日 一部改定し実施する。
- 14 平成21年4月17日 一部改定し実施する。
- 15 平成22年4月16日 一部改定し実施する。
- 16 平成24年4月20日 一部改定し実施する。
- 17 平成28年4月15日 一部追加、改定し実施する。
- 18 平成31年2月14日 一部追加する。
- 19 令和2年10月30日 一部追加、改定し実施する。
- 20 令和7年4月22日 部分改訂し実施する。